



第10回メタネーション推進官民協議会

JOGMEC法改正及び合成燃料分野での取り組みについて

2023.2.24

独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構

副理事長 和久田肇

第六次機構法改正概要

これまで¹

法改正
(2022年11月14日付施行)

現在

海外及び本邦周辺海域における
CCSのための地質構造調査、
出資・債務保証等



本邦における選鉱・製錬事
業への出資・債務保証

石油・天然ガス
(独)**エネルギー**・
金属鉱物資源機構

CCS

金属

**Japan
Organization
for
Metals and
Energy
Security
(JOGMEC)**

石炭

洋上風力

水素・アンモニア・合成燃料

¹ 2022年11月14日以前

本邦周辺海域における
風力の利用のための
風況・地質構造調査

地熱

海外探査事業への出資

海外及び本邦における
水素等の製造・貯蔵事業への
出資・債務保証

不変のDNA

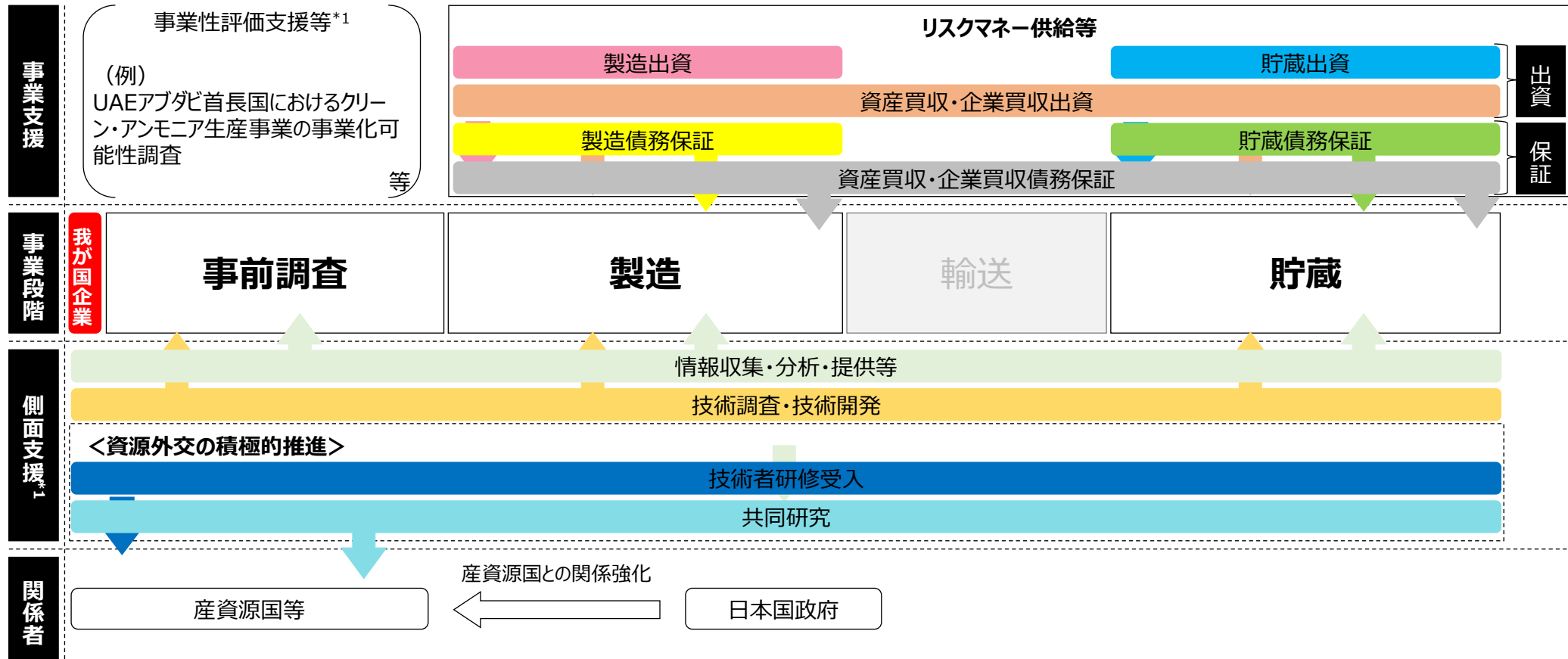
+ サプライチェーン強化に向けた取組も追加

経済安全保障

日本へのエネルギー資源、金属鉱物資源の安定的かつ低廉な供給

水素・アンモニア・合成燃料等への支援業務

- 我が国企業が国内外で実施するプロジェクトへのリスクマネー供給等、JOGMECの有する支援機能を有機的に連携させ、我が国企業による水素・アンモニア・合成燃料等のサプライチェーンの確保及び安定供給を促進する。

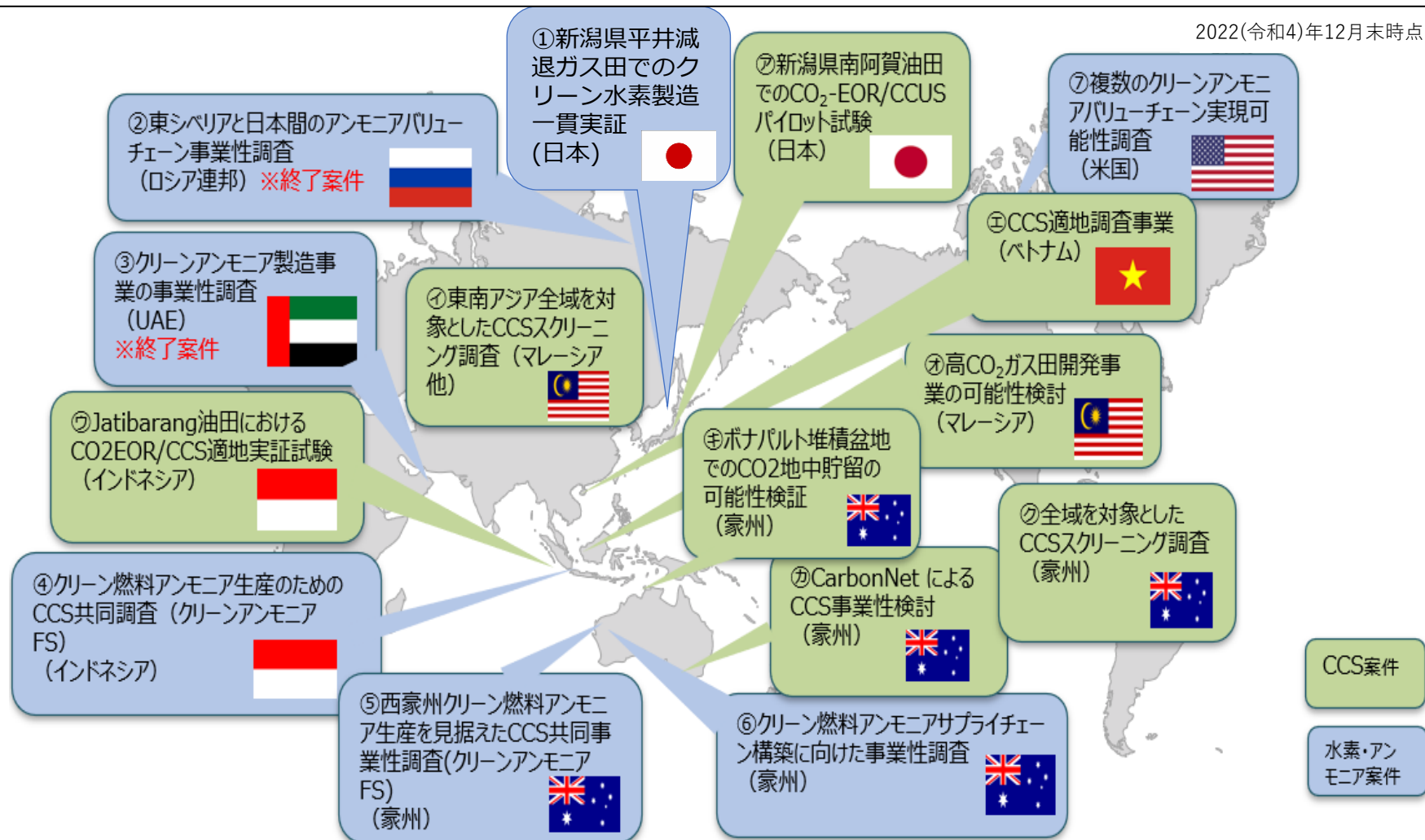


*1 今次法改正では機構法第11条第1項第1号、第3号のみが業務追加されており、これらは附帯業務となる。

*2 リスクマネー支援業務の一部である企業買収に係る出資・債務保証制度は、2023年4月頃に内部規程を整備予定。

JOGMECが参画中の水素・アンモニア・CCS事業

- これまでの上流開発支援において蓄積した地下評価技術や実証系技術開発で蓄積した施設技術の知見や人材を最大限活用し、低炭素・脱炭素の取組を強化・拡充。世界各国で複数のクリーン水素・アンモニア・CCS支援案件を実施中。



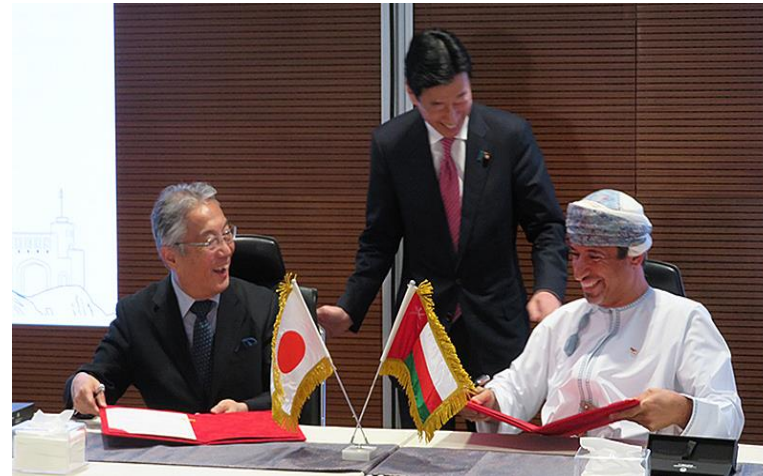
カーボンニュートラル達成に向けた資源国・企業との関係強化

- ・ JOGMECは2021年4月にカーボンニュートラル推進本部を設立し、水素・アンモニア・CCS分野での資源国政府・国営資源会社との積極的な関係強化を行ってきた。
- ・ 2022年11月のJOGMEC法改正によって事業への出資・債務保証支援等が業務に追加されたことで、水素・アンモニア・CCSに加えて**合成燃料分野**においても各国との関係強化の取り組みを加速させる。



豪州西オーストラリア州政府との
MOU署名式
(2022年12月7日)

- ✓ 水素・アンモニア、**合成メタン**、CCS
及びCCUSに係る情報交換を追求



オマーンエネルギー・鉱物省との
MOU署名式
(2022年12月27日)

- ✓ クリーンエネルギー（水素・アンモニア・**合成燃料**等を含む）の商業的・技術的
課題について連携



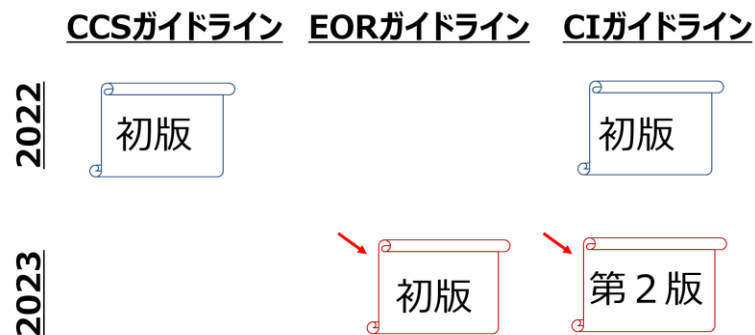
サウジアラムコとの
MOC署名式
(2022年10月8日)

- ✓ 水素・燃料アンモニアの製造及び貯蔵に係る事業支援・水素・燃料アンモニア・**CCUS分野**等の技術開発・人材育成で連携

CIガイドライン第2版「E-methane」を追加

CIガイドライン第2版

- JOGMECは、2022年5月にCIガイドライン及びCCSガイドラインを公表
- JOGMEC事業や資源外交での議論で活用している
- 現在、CIガイドライン第2版及びEORasCCSガイドラインの作成に着手
- CIガイドライン第2版においては、法改正による機能強化を踏まえ、水の電気分解由来の水素の追加に加え、合成燃料であるE-methaneの算定方法を追加
- 3月末にパブリックコメントを開始する方向で鋭意作業を進めている



E-methaneのCI算定

- 製造(Well to Gate)に関わる環境負荷を、水素やアンモニアと同様に、CIで示す方法論を設定
- E-methaneが国内及び海外で製造される事業を考慮して、E-methaneの製造だけでなく、製造したE-methaneをLNGに混成した場合の算定の考え方を整理

